第4回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

- 1 日 時 平成29年 1月26日 (木) 午前10時00分
- 2 場 所 村上市役所 第1委員会室
- 3 報告事項
 - (1) 調査結果等の報告
- 4 協議事項
 - (1) 前回の検討内容の確認
 - (2) 議会基本条例項目以外の事項の検討について
 - (3) その他
- 5 その他
- 6 出席委員(8名)

1番 河 村 幸 雄 君 2番 板 垣 一 徳 君 4番 姫 路 敏 君 佐藤 重陽 君 5番 6番 鈴 木 好 彦 君 7番 川村敏晴君 8番 尾形修平君 10番 渡辺 昌君

7 欠席委員(3名)

3番 本 間 清 人 君 9番 竹 内 喜代嗣 君 11番 平 山 耕 君

8 委員外議員(0名)

なし

9 地方自治法第105条による出席者

議長三田敏秋君

10 オブザーバーとして出席した者

副議長大滝国吉君

11 議会事務局職員

局長田邉 覚次長 小林政一係長 鈴木 渉

(午前10時00分)

副委員長 (渡辺 昌君) 開会を宣する。

渡辺副委員長 本日の日程は、お手許の次第のとおり会議を進めるのでよろしくお願いいたす。今回 は、前回の検討内容の確認をした後、議会基本条例項目以外の事項の課題を出していただき、一通りこの特別委員会での検討課題を上げたいと考える。次回以降、具体的 な改革案をまとめていこうと考えているので、よろしくお願いいたす。

報告事項(1) 調査結果等の報告

渡辺副委員長 初めに、次第2、報告である。事務局から説明願う。

事務局長 資料3種類配付している。初めに前回の調査について報告いたす。一つ目が横長ホチキス閉じの議長及び副議長の勤務体制調査結果であるが、県下ほかの19市と関川村の

ほうに問い合わせをして正副議長の登庁状況について調べた。申し合わせがあるかど うかについてを調査をしたものであるが、結果についてはこの一覧表のとおりである が2枚目のほうページ番号では4ページとふってある。そちらに集約結果をまとめて いる。申し合わせや基準は全ての市村ではなかった。対応についても歴代の正副議長 によって異なるのが多い。大きな市の傾向として基本的に毎日、ほぼ毎日ということ であったが大体随時、週1回から数回、また議長の都合によるというようなところが あって、各市それぞれの状況によっていろいろな結果であった。もう1枚、新潟県内 20市及び関川村議会事務局職員数という縦長の片面一枚ものであるが、こちらのほう は前回議会事務局職員数について調べたものを提示したが、いわゆる臨時、常勤以外 の職員についてはどうだろうという話があったのでこちらについても調べた結果であ る。こちらについては一覧表のとおりでそれぞれの市によって、議員の定数に関わら ず事務局の人数は異なっているということがあるし、また常勤以外の職員についても それぞれの状況によってご覧いただいているとおりである。もう1点、先月から市の ホームページのほうで議会の画面になるが特別委員会のことについても報告している が、その中で市民の皆様から議会改革についての意見を募集している。その点につい て1件意見があったので、今日3枚目としてお配りしている。市ホームページ「議会 改革調査研究特別委員会へのご意見等受付フォーム」で意見をいただいたものであっ て匿名になっているがご覧いただいている内容になる。ちょっとまとめると議会改革 は第三者による外部委員会で進めるべきではないか、また議会の根本的な改革や報酬 についても意見をされている。ちょっとお読みいただきたい。これからの検討の参考 にしていただきたい。

協議事項(1) 前回の検討内容の確認

渡辺副委員長 次に、次第3、協議の(1)「前回の検討内容の確認について」を議題といたす。前回の 会議での議論は、会派へ持ち帰って検討してもらうこととしていたが、前回の検討で 上がった主な課題について、事務局から改めて報告願う。

事務局長

一通りまとめて報告させていただく。前回は基本条例の各条項に関係する事項を総論的に条ごとに順を追って確認した。その中で主な課題として3点あった。一つ目が第4条の議長の責務について先ほどご報告したが正副議長の登庁体制について約束ごとがあってもよいのではないかということであって、報告のとおり各市の状況はそんなことであった。2点目が第9条と22条に関係するものである。議員と市長との関係、あるいは議員の政治倫理に関連してだが、こちらのほうは議会議員の倫理条例を研究して基本条例への追加の規定であるとか、例えば倫理条例単独で制定を考えてはどうかという話であった。3点目については第15条の政務活動費の執行及び公開に関して、内部監査を議会で行っていることを基本条例等に追加できないか、また報告等についての話のあり方についても出ている。その他の発言として・・・

姫路 敏 資料はどこにある。

事務局長 ロ頭のみである。この間の確認ということでお願いしている。

姫路 敏 確認でも資料ほしい。 事務局長 資料出しましょうか。

姫路 敏 悪いけど。 渡辺副委員長 すぐ出るか。 事務局長 まとめたのがあるのですぐ出す。

渡辺副委員長 参考までに3つあって、事務局長から説明あったが、一つは議長の責務について、二 つ目が政務活動費の執行及び公開について、三つ目が議員の政治倫理についてであっ た

(資料を配付)

渡辺副委員長 では資料をもとに説明願う。

事務局長 大変失礼した。前回第3回の要点としてまとめたものをお配りした。初めから申し上 げるが、課題大きなものが3つということで、まず第4条 議長の責務について、先ほ ど申し上げたように出勤体制について約束事があってもよいのではないかという意見 があって調査に至ったわけである。またこの第9条と一番下にある第22条を合わせて 倫理条例の研究をということで、倫理条例単独の制定も視野に入れて検討すべきであ るという話があった。第11条にある政策立案及び政策提言だが、これは意見のみだっ たが賛成討論ももっと多くしたほうがいいのではないかという話であった。第15条で 政務活動費の執行及び公開については、内部監査を行っている旨を条文に付加できな いかというような話があり、また報告書のあり方であるとか、領収書の公開について も話が出ている。それから第19条 予算の確保の中で、これも意見としてだが議場での 資料の配付についての新しい考え方をご提示をいただいている。第20条 議員定数につ いては基本的に基本条例の前文を踏まえたあり方について発言があった。名前入って いるがすみません。最後に第22条の倫理条例の研究をということであった。もう一点、 17条ここに載っていないが議会事務局の体制整備に関連して、他市の事務局職員の体 制についても調べてほしいということで先ほどご報告申し上げたとおりである。前回

姫路 敏 第20条に私の名前付いたこの言葉を入れるのであれば、全員の名前としゃべったこと 入れなさい。こんな20条だけ取り上げてこんなことして大変不愉快である。

事務局長 手持ち用でざっとまとめていて、この部分だけ今削り忘れたので訂正したものをお出 しする。

姫路 敏 私は例えばこんな考え方もあるよということを例えばの話で言ってる。これが独り歩きしていったら・・・例えばの話も何もできないのかということになる。

10:11協議会

事務局長 今言ったようにこれ出すつもりなくて、今話があったから急に出したが、ここまで削りをまだしていない状況でお出ししたので申し訳ない。

姫路 敏 消してもう一回出し直してくれ、回収して。

(「大丈夫だ」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 不愉快である。どうせ名前出すならみんな出せばいいし。

の主な課題はこんな形であった。以上である。

渡辺副委員長回収して出し直す。

(午前10時11分)

副委員長 (渡辺 昌君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時18分)

副委員長 (渡辺 昌君) 再開を宣する。

渡辺副委員長 次に各会派のご意見を伺う。よろしいか。第4条「議長の責務」について、ご意見は あるか。

姫路 敏 資料の確認をしたい。今の議長の責務の、2ページ目の3番のところの阿賀野市だが、 勤務日は予定が入っていなくても1日ではないが1時間から2時間程度登庁するとい うことであれば、毎日という解釈でいいか。

事務局長 基本的にそういうことだそうだ。

姫路 敏 毎日というのは整理すると新潟市、長岡市、新発田市、小千谷市、加茂市、阿賀野市、 胎内市、関川村ということでよろしいか。

事務局長 そのとおりである。

渡辺副委員長 会派で取りまとめお願いしていたがそのことについて発表願う。鷲ヶ巣会。

板垣一徳 会派の中でいろいろ話したが、今現在でも相当な日数出ているというのは間違いない わけで、必要があれば事務局から、あるいは議員から前もってしたときに出れば、今 でも200日は出ているからそれでもよいのでないかと。もう一つは議長が何も仕事ない のに議長室にいても、効果というか意味合いがないのではないかというような意見で あった。

渡辺副委員長 次、新政村上。

姫路 敏 正副議長とも毎日。それにしても議長は毎日、ただ副議長は議長とよく話しをしてという部分。

佐藤重陽 基本的には一日ということではなくて、毎日午前なり午後なり、私ら午前がいいのではないかと思うが、時間的なこと考えたときには。午前中に行けば議会には議長または副議長がいる状態を作るということが大事じゃないかと。言われるように、公務の中にすでに議長として出て歩かなければいけない、出なければいけないときもあるのでそのときには出かける前でも結構だが、またはそういうときこそ正副議長の中で打ち合わせして、どちらかが議長室におられると。正副議長ともに出なきゃいけないこともあるので、そういう場合またどうしようもないので万が一何かあったときには例えば総務文教常任委員長、私は前はそういうふうにその代りは規約の中にはないが当時は総務文教常任委員長が担う。残っている人間がいたら担うと。いなければ次の委員会みたいなことがあったのでそういう一つの危機管理も含めての考え方としての登庁体制はつくっておかないといけないんじゃないかと思っている。

鈴木好彦 うちの会派、当事者が目の前にいてなかなかあれだが、会派の中でこの件について話した結論だが現状でよいのではないかと。これを毎日出勤としなければならなかった具体的な事由でもあるのだろうか。こういうことがあったからやっぱりしなきゃいけないだろうというような具体的な事例でも示していただければ判断基準にもなるが、特にそういうお示しがなかった。議長がいなくてもそれに代わる事務局長が立派に対応して今までやってきたのだろうから緊急性あるいは、これは一日後でもいい、後日でもいいというような判断が当然つくと思うので事務局のみなさんが臨機応変に対応していただいているわけだし、そうなれば毎日議長室にいなくても十分対応していけるんじゃないかということで考え方として当派はまとめている。

川村敏晴 基本的には鈴木好彦委員が言ったようなことで、従来どおりの形で十分対応できるん じゃないかとこんなふうに考えている。

尾形修平 私どもの考え方としては基本的には議長及び副議長が常に登庁されているほうがいい のかなというふうに思うが、ただ今これだけ情報伝達能力が高まっている中で、議員 のほうで仮に議長に用事あるときには事前に連絡して来ていただくとかという方法も できるので、その辺はケースバイケースで対応していただければいいのかなと思う。

渡辺副委員長 姫路 敏

渡辺副委員長 一応会派でまとめてもらった意見言ってもらったが、そのほかに・・・

鈴木委員さんが言って清流会さんの話だが毎日いる意味というか、ないみたいな。必 要であればというのは、毎日8時から5時までいてくれという話ではない。阿賀野市 さんも1時間2時間程度ということでほぼ毎日、胎内市も毎日議長が30分なのか1時 間なのかわからないが、関川村もそうである。新発田市もほぼ毎日登庁、これは我々 議会改革調査研究特別委員会としてやるべきことの話、今と現状となんら変わらない のでは必要ないのでしょうが、私は一歩踏み込むという姿勢から考えてみるとこうい ったことも議会の中で責務の中で正副議長合わせて話したうえで毎日の中の1時間2 時間は午前中だけでも午後から1時間でもなんでもいいが、いるような体制というの も心がけていくべきだろうというのが一つの私らの改革、以下同文でやっているので あれば見る必要もないし変わりないねで終わるのかなと思う、今見ると。体制の中で は別に変える必要ない今と一緒で、となってしまう。多数決とればそれで終わってし まう話で、それでいいんだろうかというのが非常に疑問である。だから我々村上市と してみれば正副議長の責務を出勤体制でもしっかりと明白に他の自治体へもPRでき るように決めたよというのがあれば非常にいいと思う。議長だけ毎日出てこいという のでなくて、正副議長と話して毎日という中の時間を数時間1時間でも30分でもいい ので出てきて、それだけ報酬もいただいているわけだから、平議員とは違って。その 辺も責務を感じていただきたいというのもあるし、何かあればいつも大体10時から半 日はいると、2時間ぐらいはいるということがわかれば、そういうことでの事務局体 制も逆に聞かなくても、明日10時に来るとわかっていればその時に話もできるだろう し、こういう話あったがどうすればいいのか、じゃあ明後日行くというのを一回一回 してなくても、毎日基本的には10時には議長あるいは副議長が登庁してくるというの があれば議会体制だってそれなりに構築できると思う。正副議長を目の前にしてこん なこと言うのは非常に苦しいが、でも今改革していくためには少しぐっと出ていかな いと 進まないかと思う。そういう意味で毎日来る意味がわからないということ言う から、毎日来る意味、意義はある。事務局体制も逆に楽になる、毎日来られるのわか っていれば。私はそう思う。

鈴木好彦

私毎日来なくてもよいと前提に、いわゆる職員と一緒に朝から定刻ないという念頭はさらさらないわけで、姫路委員おっしゃられるように一日30分では来る意味も多少疑問符付きと思われるが、ある一定の時間いたらという提案であることは承知している。その中には議長も我々平の議員と違ってさまざまな職を持っているし、外部に出かける、議長室でさまざまな書類に目を通し、それについての決断をしているということで先ほど板垣委員もおっしゃったとおり1年間のうち200日近いものは登庁していると聞いているので、それに時間的には短いという前提だが、付け加えて毎日来るという足かせをはめてしまうことについてはそこまで踏み込む必要はないかなと私は思っている。これはあくまでも他の市町村でもそうだが法的な裏付けで議長が行動しているわけではないが、規則的なものが作られていないということは資料のとおりなので、あとは議長の判断であとはなされると、そこに議長の判断に議会が条例で足かせを付けることはないと私は思っている。

姫路 敏 足かせとは誰も言っていない。表現が違うと思う。逆に返せば200日以上来ているのであれば、そういうことをひとつ毎日じゃあ来れるように決めておいたほうが、そのときに事務仕事もできるので事務仕事以外に毎日来いとかそういうことではない。事務

仕事は事務仕事、毎日は毎日なんて分ける問題でもないし、毎日顔出すというのは30分で何もできないというのでなくて、どちらかが毎日正副議長がいるという議会事務局体制ができ上がれば、非常に事務処理もそうだし、対外的にもそうだし、かえってそういうのきちっと規定しておいたほうがいいのかな。こういうことである。足かせをするとかそういうことではない。足かせという意味わかるか。拘束でない。足かせというのは。正副議長の目の前で言ってることそのものが非常に難儀なことであってだからこそ意義があるのかなと思うが。一応そんなことである。

渡辺副委員長 ちょっとお諮りしたい、進め方で。今日は意見いただいて次回まとめるのか、今日こ こで結論出すわけでないと考えてよいか。今日は意見を出してもらうと。

佐藤重陽 最初の会議で提案したし、そういう方向でと思ってたが、決まるものはどんどん決めていったらいいと思う、合意がとれるものは。とれないものは積み残してどんどん送っていく、残していくべきだと思う。最後にもう一度洗いなおして、それが話題になるかどうかというのは次に来たときでいいので、一つのところで止まると、答えを出すまでとなると非常に進まなくなるので、とりあえずは合意のとれるものをどんどん進めていくと、合意のとれないものについては一旦積み残すという形でまた戻ってくるような形でいいのでないか。

渡辺副委員長 わかった。このほかにもう二つお聞きしなければならない意見があるので、ご意見を 項目ごとにいただくということで。

姫路 敏 しいて言えば今やっているの4条だよね。議長は議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに議会の品位を保持し民主的かつ効率的な議会運営を行う。これは当たり前のことでいいが、2番もこれでいいが、私は毎日出勤しなさいとは書く必要はないと思う。基本的に私たちの会派は毎日どちらかはいてほしいというのはあるが、大体方向性がつかめれば例えば3番に議長はなるたけ議会事務局に正副議長話し合って、いるように努めていただきたい、とか努めるとか、そういう言葉でもいいと思う。毎日いなさい、いるべき、いること、でなくてもそういう言葉が少し入ると、我が村上市では一応そういう方向性が出てるというのが、ほかの自治体にも言えるし、ほかの自治体が聞いてくることはないかと思うが、議会改革してる村上市は正副議長の任意の話し合いでものするしかないと思うけど、書き込むとすれば毎日いなければいけないとかでなくて表現的な問題であるが、そういうことを望みたいということを4条に付け加えておいたらいいんじゃないかという基本的にそういう姿勢である。言っていることわかるか。

渡辺副委員長わかる。よくそのことまとめて今日のご意見として挙げておいてもらいたい。

姫路 敏 もしふさわしい言葉があるようであれば、そういうのを載せておいてもいいんじゃないか、載せるべきじゃないかと、こういうことである。

佐藤重陽 今言うように基本的に規則や条例にこれを載せなきゃいけないものか、というとできたら載せるようなものではない。議会を代表できるのは議長であり、議長がいないときは副議長しかいないわけである。そういう中での日々のこと、事務局で判断できることとできないことが当然あるわけなので、やはり毎日の中で議長が来ることで議会が活性化する部分というのがあると思う。その分、議会運営委員会が忙しくなるかもしれないが、議長が午前中に来ている時間の中で正副議長及び常任委員長来てもらって相談する手間いろんな場面が逆に作れるんじゃないかということと、そういう意味では議会を外に対して代表できるのは議長、議会を統括するのは議長である、そうい

うことを考えたときには議会の中も外に対してもやはり顔として努める部分というのをどこかで示す必要がどこかであるだろうし、それを規約、条例にするのではなくて私もものは過去もそうだったと思うが、歴代の議長によって異なるというふうに書いてあるが基本的にそのときの議長、議長が同じ考え方を踏襲できるような村上市議会としての基本的なものが持たれればいいのかなと、そんなことを決まりにするんじゃなくても村上市議会はこういう形で永遠と続いてきたし、続いていくという形が持てればいいんじゃないかというふうに思っている。

渡辺副委員長 ほかにご意見あるか。なければ次の項目に移る。第15条「政務活動費の執行及び公開」 について会派のご意見を伺う。

板垣一徳 政務活動費は内部監査も行っているので、この前も意見出たが私どもはそのことを条 文に盛り込んで明確にしたほうが市民からも理解を得られるんじゃないかという点で ある。

姫路 敏 領収書の公開は考えていないか。領収書は公開していない、別に公開してもいいのか ということ。

渡辺副委員長 会派の意見でよいか。

姫路 敏 いいよね、領収書の公開と監査と。

尾形修平 今局長に聞きたいが、公開はしているよね。ただインターネットでは公開してないけ ど事務局に来れば見られるということは公開しているということである、俺に言わせ れば。

事務局長 インターネットでの公開という意味での簡略した要約なのでそんなふうに書いてあるが、ここでのお話あったのはインターネットで公開してないけど、そのことについてすることの考え方はどうかという話だった。

尾形修平 現状は事務局では公開しているわけだ。

事務局長 閲覧に来られた場合は公開できる。

姫路 敏 情報公開条例に基づいて書いてもらうのか、見に来た人には。

事務局長 議会の政務活動費の公開については情報公開条例によらなくて公開できるように政務 活動費の条例の中でもしているので、来られてお名前等伺って見ていただくような形 になる。

姫路 敏 そのことをもし領収書までの抵抗感があるのであれば、そのことをしっかりと閲覧は どなたでもできるし、署名等のものもいらないみたいなことになる。住所氏名もいら ないのか。

事務局長 用紙に書いてもらうことはなく、見せてくださいという方には分け隔てなくご覧いた だくような形になっている。

川村敏晴 ホームページに領収書を公開しないのは技術的なことか。

事務局長 委員がおっしゃることが大きな点である。実際全部読み込んで、公開するとなるとかなりのボリュームをとってホームページ上の容量の形もあるので、今のところその辺で公開していない。全国的に見てもまだ少ない状況である。

渡辺副委員長 次に鈴木委員から会派の報告お願いする。

鈴木好彦 うちとしては前回たしか姫路委員からの提案だったと思うが、内部監査をやっている ということを明確に条文に折り込んで、正確に行われているということをより訴える べきと合意している。領収書のインターネット上の掲載は深く話していないが、誰で も自由にいわゆる先ほど姫路委員がおっしゃったとおり名前が必要でないかと、それ すらない状況で領収書が閲覧できるのであればインターネットに載せる必要はないん じゃないかというニュアンスで会派は話はまとまっている。

川村敏晴

基本的にはすべて公開をということなので領収書の件はさっき言った技術的なもので ダメだったんだろうなって思っていたのであえて聞かせてもらったが、内部監査をや っている部分についての条文に付記することについては市民理解が得やすいという観 点からすればあってもよいのかなという考えである。

尾形修平

私のところも同様に内部監査を行っている旨を条文に付加するというのは賛成だし、 前回出た領収書のホームページ上での公開については今ほどみなさん意見出てるよう に膨大な量になると思う。収支報告書が個人または会派のが出ているので、それで満 足いかない方は事務局でいつでも公開できるという旨をそこに入れれば十分かなと思 う。

渡辺副委員長 今の話まとめるとホームページ上で領収書全部公開するか、そういう制度になってい るということをいかに広報するか、ということか。

姫路 敏

ホームページ上で公開するか、しないかボリュームの大きい小さいの問題というより も膨大な量というかもしれないが、今日本全国の市議会で問題になっているのは一番 は何だと思うか。領収書の改ざんなんですよ。はっきり言って我々はこの報告書、こ の支出支払いやったのもきちっと領収書を公開してやっているという姿が私は必要な んじゃないかなと思う。確かに技術的なところ、ボリュームが多くなる、そうすれば 重たくなるということになれば議会事務局でいつでも閲覧できるのでどうぞいらっし やってくださいでいいと思う。しかしながら、誰が見ても、誰がホームページで議会 の収支報告書見たときにちゃんと領収書も見られるとなれば、またこれ違ってくると 思う。そういう意味である、改革というのは。そこを忘れて議会改革調査研究特別委 員会っていう部分なんかっていうところである。以下同文になってしまう。議会で見 られるようになっているから誰でもいつでもきてください、どなたでも名前もいらな いからどうぞどうぞと、それだけでいいのかっていう部分ですよね。じゃあ東京の人 は見れないわけだ。来ようと思えば、ここまで電車賃払ってここまで来なきゃないわ けだ。そういうことでもないのかなと思う。

尾形修平

今姫路委員言われる理屈はわかるが、よその自治体と違って私どもでは前回も言った し、今回も書いてあるが内部監査をしているので、内部監査で今までも何回かはねた 事例もあるし、そういうことをやっているんだということを一般の市民は今現状知ら ないのでそれを載せることによって議会を信頼していただくというのが、今回できる 一つのやり方でないのかなということで付加をするというのを入れること。先ほど言 ったように本当にそれ以上に信憑性が疑われる方に関しては自由に来て閲覧してくだ さいと、それは今までもすべてオープンにしていたのでそれで私は十分なのかなって いうふうに思う。

板垣一徳

今姫路委員言ったのと関係する部分あるので、先回、政務活動費の報告書というのは 個人に限ってみなさんに問いたいが、6万円のお金をもらって、極端に言えばだが、 5万円使って1万円返すという方法の方、それから7万円までいかないけどそこの部 分は自分が付け足しした部分を書いて報告して6万円を自分がもらっているという方、 それから会派によっては6万円ずつもらって6人いれば36万もらうわけだが、すべて 会派でかかったお金、いわゆる36万もらったけど50万かかったというところまで報告 しているところもある。この前も姫路委員から話が出たが政務活動費というのは本来 はどれだけ6万円を使って、ここをみなさんに問いたいが、政務活動費はもらったが 6万円もらうために7万円で止めていいのかどうかというところだ。そうじゃなくて

枠を切って6万円もらっても50万使っている人もいる。30万使っている人もいる。もっと多く使っている人もあろうかと思う。その辺のこともむしろみなさんが市民に報告してよいとなると、今度言うような問題が資料がたくさん出てくる、領収書が出てくる、というようなところにからむわけだ。その辺の基本的な政務活動費というのは姫路委員言うように全国できわめて影響を受けているのは政務活動費である、議会のみなさんは。そこを私ども村上市はもっと深く6万円は6万円として、自分が政務活動で使った、活動をしてるということをどの程度まで公表すべきかということも私は重要なんじゃないかと思っている。

姫路 敏

今板垣委員言うように6万円であれば政務活動費を上限6万円として活動費の2分の 1を支給するということになれば10万円の人は5万円しかもらえないわけだ、簡単に 言えば。そういうことが例えば全国市議会こんなことをしているところはないと思う、 おそらく。でもそういうことを我々はあえてやればすごく、そして例えば報告の後に それをいただくとか、補助金みたいなことを考えればである。そういうところまで踏 み込んでものを考えれば改革のひとつになっていくのかなと思ったりもする。おそら く領収書なんて言えば私の領収書が一番多いと思う。莫大な量だと思う。70万くらい からの活動費をあげて6万円もらうために全部出したから、それをスキャンして入れ ていくということは膨大な事務量というか、逆に容量がインターネット多くなるのか な、そうすればなるほどなといえば尾形委員が言っているのも私もよく今そうかなと いう部分もあるし、板垣委員の言うように政務活動費のあり方を考えたときにかえっ て年間6万円ですよというよりも活動費のうちの6万円を上限として2分の1を支給 しますというと7万円の人は3万5千円しかもらえない、簡単に言えば。それが改革 なんて前回もちょっとお話ししたが、今板垣委員からご指摘あったが、私はそういう ふうにしてもいいのかと思う。領収書の件については尾形委員の言うように容量の件 とかとそういうのがあれば逆に内部調査のことを鮮明に出して、来てもらえればいつ でも誰でも見られるというようなことを書いてあればいいと思うが、いちいち領収書 にこだわっているんじゃなくて全体的なイメージからいうと、今板垣委員言うように その辺の在り方も考えたほうがいいというのもあるよね。意志をまず私は別に会派で 相談したわけでないが・・・

板垣一徳

6万円は議論を重ね、当初は24万円に決定したが、残念ながら私が議長になった時にもらわない理由できないという人が半数いたので、私は見直すべきだということで24万円を6万円まで議員のみなさんと煮詰めて、そして6万円が妥当であろう意見であった経過がある。そういうことなので今6万円を下げるということでなくて、もっともっと議会活動を推進するために自分が書いたものを引っ込めてるという、例えば6万円をもらうために6万6千円の領収書をもらって出すと6万円もらえる。そうじゃなくて、もっと活動してもらいたいということをしっかりと議員のみなさんに認識していただいて、そして8万円なり10万円なりの活動費をやっかいでもそれは文書で公開するときにはインターネットでなくてもいいから、そういう活動も見られるような状況にしておけば政務活動費の理解というものもこれから将来 6万円が12万にするべき時代も来るでしょうし、そういうことが必要なんじゃなかろうかなと思っている。ただ事務局はちょっと時間がかかるだろう。上限を例えば姫路委員が70万、はっきりした額ではないが大体あるというその枠を、6万円もらうから30万くらいまでは出してもいいという活動をしている実態を出してもいいかどうかということをみなさんに問いたかった。

姫路 敏

前回、4年か5年くらい前に政務活動費を上げて日本共産党さんにごねられてつぶれ てしまった経緯あるが、たしかによくよく考えてみれば6万円でどうなのかなって非 常にクエスチョンが多い。もしそういうのであれば根本的な考え方を変えて10万円に した、そのかわり活動費の3分の1ですよと言えば30万以上の活動しないと10万円ゲ ットできない。そこまでやればものすごい議会改革になると思う。それがいいのか、 悪いのかわからない。ただ我が会派で話をしていたときは6万円であれば逆に政務活 動費をゼロにして議員報酬を少し見直していただこうと上げようというほうがよっぽ どいい。村上市議会政務活動費やめました、そのかわり議員報酬きちんともう一回見 直して上げるというほうがいいんじゃないかという話も実際会派の中では出ていた。 政務活動費6万円でああでもない領収書だ、こうでもない、たしかに活動そのものと いうのは報酬で活動しているわけだから多くは。報酬を見直していただいて活動費は やめましたといったほうがすっきりしていいんじゃないか、という話も会派の中では 出ていたことはたしかだ。そうするか、あるいは今板垣委員からご提案あったように ちょっとボリュームのある活動をする、そのかわりもらうためにはちょっとハードル を高くすると我々自身で。というようなこともいいのかなと思う。どっちかなと思う

渡辺副委員長 今日の前半だと領収書の公開ということが一番に上がっていたわけだが、今板垣委員、 姫路委員から政務活動費もうちょっと・・・という項目出たが。

姫路 敏

おそらく領収書の公開は私が言った、前回。それだけにこだわっているわけでない、 さっき言ったように。もしきちんとした理由づけができるのであればそれはそれでよ いんだろうと思うし、ホームページの容量も多くなるようであればそれはいい。

川村敏晴

領収書の件は会派としての意見だが、個人的な意見で政務活動費のありを板垣委員お っしゃるように報告をする範囲を狭めてしまうと、せっかく政務活動として行ったこ とも結局表に出てこないので、市民の目に触れない。これを触れてもらうためにはど うすべきかということに対して、姫路委員のは一つのよい考えだと思う。基本的には 6万円しか出ないにしても全体の活動の2分の1を上限にして、2分の1の中の上限 が6万円だというふうなことであれば少なくとも、自分の政務活動した中で6万円を なんとかもらおうということになれば、活動を報告する範囲が広がってくるというふ うなことにはつながるんだろうと思う。ただ議員報酬そのものというのは政務活動以 外のもの、生活給も含めて選挙活動だとかいろんなものに充当されていく、されてい るものだと思うので、そこと政務活動費とごっちゃにしてしまうと報告の義務のない 報酬に対して市民の方たちからどのような活動しているのだねとなってくるので、そ こはやっぱりしっかりけじめをつけていく必要があるなと私は前から思うので、そこ は政務活動費の枠を広げるとともに、報告するボリュームが並行して広がる方式を何 らかの形でつくっていくべきだなと思うので、今言ったように活動費の補助費の範囲 を決めて、せめてそこは報告をしたほうがいいというふうな流れがあってもいいのか なと感じている。

板垣一徳

今私が言っていることは政務活動費の条例に入っている。だからそこの条文も変えな きゃならないところもある。内部監査が前回から言われてきたわけだから、このこと を今の政務活動費の中に加えるということでここは一旦解決して、さらにこの次の事 案のときにその条例分も委員のみなさんに提示して、こういうところにこういう条文 入っているよと、だからこれはちょっとまずいよと、こうなっていくわけだ。だから 今日のところは公開については今までのやり方でしっかりとこの条文を入れるという

ことで、この次の委員会で事務局のほうで今私が言っていることに関連する資料を提出していただいて、そしてまた委員のみなさんに諮っていただくという方法はいかがか。

渡辺副委員長 今板垣委員から話があったように、今日の主だった議題としては領収書の公開と内部 監査の明記化ということでそれについては大体方向性・・・

姫路 敏 うちらの会派は政務活動費をなくして報酬を上げるべきであろうという方向性は出している。それはダメだよということであれば、政務活動費は政務活動費であるべきなんだよという方向性が出れば、会派のほうでなしと言ったがやっぱりダメだよとなったと報告できる、それもちょっと聞いてもらえるか。

(「会派の一人の意見か」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 会派の意見。会派としては政務活動費はもういらない、そのかわり報酬を上げてくれ ということである。でも今それについてみれば川村委員からは政務活動費となれば議 員活動しないのかと言われることもあるし、それはそれ、報酬は報酬だからやっぱり 政務活動費はあるべきだろうと言っていたので・・・会派に言わないといけないので。

渡辺副委員長 会派としての意見ならば、これまでの手法のように持ち帰って話をしたほうがいいような気がする。次の議題ということでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

渡辺副委員長 次に、第22条「議員の政治倫理」についてだが、これも会派での話し合いについてお 願いする。

板垣一徳 作った方がよい。ただ、条文を作ってあまり厳しくして自分たちが困るような条文でなくて、基本条例と同じようにあまり活動しにくくならないような政治倫理の条例は、 制定してもよいということだった。

姫路 敏 一緒である。

鈴木好彦 倫理条例を取り上げた場合、内容がどのようなものが盛り込まれるのかわからない時 点でいい悪いの議論ができないんじゃないかなというところ。倫理条例以前に議員そ のものがある程度の期待はされているので、個々の価値観で自分を律していくという のが前提になるので、それ以上のものが必要なのかどうかという話になっていた。

川村敏晴あってもよいのでないかという話である。

尾形修平 私どもも同じである。

姫路 敏 倫理の話になったときに一番に来た話は、議会と行政との関係ということから始まったと思う。緊張感を持った関係をしていくべきだろうというようなことから始まっているので、その辺はしっかりと、ただあまり首を絞めるようなことでもダメだし、絶対行政の連中と一緒に酒飲むなよなんて書くのはダメだし、品位を持ってこうだという 二元代表制をとっているんだよというそんなくらいでいいと思うが、しっかりと口頭で解説の中で入れてもらえればと思う。

事務局長 事務局からちょっと確認だが、倫理条例の制定ということで、議会議員の政治倫理条例とかという名前になろうかと思うが、先回各近隣市の倫理条例あるところの例を資料としてお配りしたが、これらを参考にして事務局のほうでたたき台的なものを作って、それをみなさんで検討いただくような形が一番よろしいか。もしそういうことであれば、次回かその先の会議になるかもしれないが、一応作ってみなさんに見ていただくような形を考えているがよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

渡辺副委員長 今日3項目について話し合ったわけだが、それ以外に調査報告のあった議会事務局の

職員体制を含め、前回の検討内容について意見あったらお願いする。

鈴木好彦 これ(3)のその他で聞いたらいいのか、次の4のその他で聞いたらいいのかちょっとわからないが、以前市民の意見を聞きたいということで提案したことがあって、回答がここに示されているが、この回答をご覧になったみなさんの意見をご披露願いたい。

(「順番違う」と呼ぶ者あり)

渡辺副委員長 事務局体制について伺う。

姫路 敏 事務局体制はこれで決まっているものだから増やすもなにも、委員長にお願いだが、 次第をちゃんとわかりやすく何についての協議をしていくのかを。漠然としてて、そ れがあると非常にやさしい。何をしゃべればいいかがちょっと見当たらなくなって、 私なんかでもしゃべり好きだから。しまいに自分で何しゃべっているのかわからなく なるところあるので。

渡辺副委員長 事務局よいか。

事務局長 はい。

渡辺副委員長 前回ちょっと要点ということで配った中に、再配布したところに前回の項目として第 11条 政策立案及び政策提言とか、第20条 議員定数とかあったわけだが、これについ てのご意見をここで求めたいと思うが。

姫路 敏 これはもう基本条例の中に載っているからこのとおりでよいのではないか。一生懸命 政策提言もすればいいし、これ竹内委員が言ったんですよね。今日いないが。

渡辺副委員長 議員定数も前回あがっていたようだが、今回ここで触れても・・・

(「ここで触れなくてもいいのでは」と呼ぶ者あり)

渡辺副委員長 わかった。前回出た3項目以外に、その他に事務局体制が一つとそれ以外の項目として深い話はなかったけれども、政策立案とか議員定数のこととか出ていたので意見あったら。

(何事か呼ぶ者あり)

板垣一徳 意見じゃなくて。これは第3回のときに意見は出た、しかし会派に持ち帰って議員定数は特に会派で話をしないとならない。3点に絞ったわけでしょ、先回私ども3点しか会派で相談していない。そのとき議員定数の問題はこういうことがあるかと今言うようにみんな意見を何かあるかと言うから、こういう意見が出たんであって、まだ絞られていない。この次はどういうところにいくかならわかるが、今日は議員定数のこと、まだこの他に意見があったら出しててもらいたいという程度におさめておかないと、きわめて重要なことは会派に持ち帰って会派の意見を聞くというのが基本じゃないかな。

渡辺副委員長これはここで締める。

協議事項(2) 議会基本条例項目以外の事項の検討について

渡辺副委員長 次に(2)議会基本条例項目以外の事項の検討についてを議題とする。議会基本条例 にはない項目について検討課題はないか。ご意見あったらお願いする。

渡辺副委員長 それでは、ただ今、話の出たもの以外で、調査報告のあった議会事務局の職員体制を 含め、前回の検討内容についてご意見はあるか。

佐藤重陽 他市との比較の職員数ということで資料いただいたが、当然村上市もここに書いてあ

るのは局長、次長、係長、主査という書き方しているが、議事係、調査係、庶務係というのは中で分業しているんだよね。

事務局長 現在は係制はとっていない。合併当時は議事係と庶務係は分けていたが今は係制はない。

佐藤重陽 今調べてくれたが、村上市議会事務局では議員からまたは会派からといろんな形あるが調査のお願いなんかいった場合には、いやだと言えるのか。職員の職務というところがぼやけてくるので、どこまでを仕事としてくれるのかなということなのかな。通常であれば議事係、調査係、庶務係とある中でそれを少ない人数、多い人数の中で分業していくんでしょうけど、そういうのは特に係制はないということになると事務局としての大きな意味で仕事、細かく見ていったときの事務局の仕事というのははっきりしていないか。

事務局長 職員一人一人には職務分担あるし、庶務規程もある。係の分け隔てなくそれぞれ分担 しながら議会事務局に関する事務をやっているということである。調査を依頼されて 係がないからやらないということでない。

渡辺副委員長 ただこれについては今日あげなくても、この次にまたあげていただいても結構なので そういうことでいいですよね。

姫路 敏 次第がしっかり、どれどれどれとなるとすごくスムーズに会議が進むと思うので、まず事務局容易でないでしょうが、きちっとあれしてもらえれば。どこにどういけばいいかわからない。

事務局長 承知した。次第その辺細かく何を検討するかを具体的にすると同時に、次回の会議で 今日出た話をまた前回のようにまとめて課題等拾い上げながら見てもらって、それで 検討いただけるようにしたいと思う。

姫路 敏 まず委員長と協議して次第見てから始めたほういい。休んでいるが。

川村敏晴 会派持ち帰り事項を改めて・・・

姫路 敏 よく考えてみれば、他市との議長の・・・議長の話終わっているが、こういうのやっぱり会派のところで話するとき、今日出たわけだ。結構出勤するなぁとか、こうなんだなぁというのがわかって・・・でもいいのか、それで。

板垣一徳 今言うのは今日大体90%、70%で止まったところもあるし、その案が出たから再度この資料も含めて、この次今日出た意見もまた整理して、そしてこの次には今日やったところを整理していきたいと、こういうことなんでしょ。そうしたら私どももこの会派にこれだけの資料が出たから付け加えて再度相談してくればいいと、こういうことなんでしょ。

渡辺副委員長 そうだ。今日用意した検討課題というのはこれで終わったので、次回どうやるか含め て事務局のほうからまとめて整理して説明してもらいたい。

事務局長 今日出た検討事項のほとんど結論に至ったものもあるが、いずれにしても今日出た話を集約して、こういう課題があって、これは会派で持ち帰りだということを具体的に項目ごとに示して、しばらくしてからみなさんにリスト化して、こういう課題があってこういう項目があって、こういう課題があって、こういうことについて持ち帰ろうという話になったとか、具体的にして一覧表的なものにしてみなさんに送る。それをもって会派で検討して、次回の予定としてこういうことを事務局では考えているといことも併せて送るので、そのために会派のほうで意見をまとめて、また個人個人でも委員さんそれぞれでも意見を持ちながら、次回の会議に臨んでいただきたいというふうに思う。その間必要な資料、みなさん途中でこういう資料があったらいいなという

ことがあったらご連絡いただければ、それを用意したり調査したりするのでそんなことで進めさせていただきたいと思う。

渡辺副委員長 今局長から説明あったが、次回の進め方について質問あったら確認含めて。

佐藤重陽 お願いだが、今出た話でいいが、委員会前にある程度正副委員長の中での打ち合わせ ということは、そこに事務局も入れてやっていった中で今後の進め方、また次回の会 議の進め方を相談した中で会を開いてもらったほうが、もしかして会の進み方も違う かなと思うのでお願いいたす。

渡辺副委員長わかった。

協議事項(3) その他

渡辺副委員長 次に、(3)、その他の事項で、事務局から何かあるか。

鈴木好彦 先ほどもちらっと申し上げたが、市民の方にお願いして得られた貴重なご意見という中でこちらに記載されているが、私がこれを見る限りにおいては3つのポイントがあろうかと思う。一つは外部委員会の立ち上げ、一つは会社員でも立候補できるというが、立候補しやすい環境を作ってくれということ、議員報酬については欠席した場合は報酬の減額を実施する、とこの3つの方向になると思うが、私にとっては1番目の外部検討委員会というのは国会に対しては今まで言ってきたので、その部分が身近なところで話題となっているなという感想は持っているし、2番目については、この前姫路委員も言ったように出やすい環境をみんなで作ろうよという提案は私もしている。3番目の視点はちょっと私もおやっと思うところだが、みなさんにご意見ということでなく、もし感想あったらお聞かせ願いたい。

渡辺副委員長 鈴木委員の意見について何かあったらお願いする。

姫路 敏 この資料の出どころというのか、非常に長けている人が書いたような文章だし、名前 とかはなかったのか。

事務局長 先ほど申し上げたように議会のホームページのところにこういうフォームがあって、 議会改革調査研究特別委員会の画面のところにここを押したら意見を書けるようなフォームが出てくる、様式が。そこに書かれたものだが、そこには住所氏名入るようになっているが、この方のお願いで匿名でお願いしますということだった。そういうことから一応ここに御氏名等記載していない。

姫路 敏 匿名というのは我々が参考にするにも名前が載ったほうがよい。我々が外には出さな いということがあれば・・・どうなんだろう。事務局長はわかっているのか。

事務局長 わかる。

渡辺副委員長 意見ある方。

姫路 敏 下から2行目の議員報酬は、生活給でないことからということは、私も議員になって から初めて研修へ行って聞かされたことだが、みなさんもうわかってはいるかと思う が、こういうことを書いてくるということになると、これに対応して私らの意見を出 すということか。

渡辺副委員長 今回は初めてこういうのがきたということで資料として出したが、今後こういうのがいっぱいきた場合に会議の終わりくらいに毎回こういうことやるのか、それとも全体まとめてものをもって議論しなければ・・・

板垣一徳 姫路委員言われるのはこれに返答しなければならないのかということ、これに対して 私ども特別委員会として総意で、返答の言葉をやらなきゃならないのかということ、 でしょ。 渡辺副委員長 それを委員のみなさんに諮ればいいということか。

板垣一徳 鈴木委員が外部委員会とかなんとかというものをどうかということを言っているので あって、局長どうか。

事務局長 これはメール等ではなく、あくまで一方的に市民の方が意見とか提案があったらお願いしますということなんで、返信する必要はない。

姫路 敏 私が言うのは、内容についてどうだこうだという我々の意見を出すのでなくて、これを委員会内で参考の資料として出しているのでというような、なんというのかもらってそのまま、そういう返答である。そういうことはできないのか。したほうがよいと思う、逆に。せっかく一生懸命書いてくれたものをひとつずつは答えられない、はっきり言っていろいろ。だからその分についての受領して委員会で資料として出しておるのでという文章をちょっとしておかないといけないなと。そういうことを私は言っている。

渡辺副委員長 募集しているわけでいろいろなくるわけだ、この他にも。そうした場合に対応をどう するかというのも話し合った方がいいんじゃないか。これに対して返事というか回答 をしたほうがいいという姫路委員の意見ですよね。今後のことを、こういうのがいっ ぱいきた場合の対応というのも考えておかなければならないのでは・・・

大滝副議長 委員会の参考意見を求めますと言ってホームページに載せている。これをもとに議会 改革の取り組みに利用してくださいと、そのためにみなさんから意見を求めると言っ ている。参考にしていろいろ議論すればいい・・・

姫路 敏 私が言うのは第4回特別委員会で資料として添付したということでいいと思う。それ ぐらいの配慮はしておいたほうがいいんじゃないか。出さないんであれば、書き込み のところに書き込んでいただいたのは確実に委員会のほうで資料として添付いたして おりますみたいなことを一言書いておけばいいと思うが、その辺の作り方・・・

渡辺副委員長 今姫路委員言ったような対応の仕方ってことでよろしいか。

事務局長 ホームページ見ていただくとわかるが、一応この特別委員会の会議録と配布資料については同じようにPDFでホームページに上げているので、今日お配りした資料についてもPDFの資料としてホームページでは上がるようになっているので、そのことと含めて、いただいたものはこれこれこういう対応しているということで参考にさせていただいているのでということは付け加えるようにいたす。

渡辺副委員長 他にご意見あるか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

その他

渡辺副委員長 次に、4、その他の事項で、皆さんから何かあるか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

渡辺副委員長 最後に次回委員会の開催日時を相談したいと思う。事務局のほう提案あったらお願い する

事務局長 来月21日が定例会の初日と・・・また議会運営委員会でお諮りするが考えている。この前後はなかなか正直事務局のほうで対応難しいと思うので、もし2月中であれば、2月24日金曜日から土日を挟むが27日、28日、3月1日まで一般質問の予定日として4日間とってあるが、一般質問どれぐらいの数出るかわからないが、この間に本会議の後になるが開催させていただければどうかなというふうには考えている。まず第一にはそんなことでこの4日間のうちでどうかということだが。24日金曜日、27日月曜

日、28日火曜日、3月1日水曜日のいずれかかなと。

(「5人終わったあとは難しい」「可能性があったとしても」と呼ぶ者あり)

事務局長 一般質問の予定数が2月10日に出るので、その後議会運営委員会が翌週14日にあるので、その後具体的な一般質問者の数を見て時間の取れる日、28日か1日になるかと思うがその本会議の後ではいかがか。今その2日を想定していただければと思うが。

(「はい」と呼ぶ者あり)

渡辺副委員長 次回は、28日か1日のどちらかの本会議の終了後にしたいと思う。この委員会の結果 については、2月7日に予定される全員協議会で事務局から概要を報告するが、詳細 は委員のみなさんから各会派へご報告くださるようお願いいたす。

副委員長(渡辺 昌君)閉会を宣する。 (午前11時33分)